防災マニュアル

防災の手引き

防災管理責任者

(氏名)

(連絡先)

【消防計画について】

|  |  |
| --- | --- |
| 通報連絡担当者 | 発見者 |
| 初期消火担当者 | 発見者 |
| 避難誘導担当者 | ○○ |
| 日常の自主検査の実施担当者 | 最終退社従業員 |
| 定期の自主検査の実施担当者 | ○○ |

【火気設備器具について】

①火気設備器具の周辺は、整理清掃して可燃物を近くにおかない。

②火気設備器具は常に監視できる状態で使用し、その場を離れる時は必ず消す。

③火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しない。

④地震時には、火気設備器具の使用を中止する。

⑤終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認する。

【喫煙について】

①事業所内は禁煙。

【避難施設の維持管理について】

①避難口、廊下、階段、避難道路には避難障害となる設備、物品を置かない。

②防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

【放火防止対策について】

①建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しない。

②倉庫、更衣室などを使用しない時は、施錠する。

③ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に指定場所に持って行く。

④事業所外の不審者に対しては、注意を払う。

【火災時対応】

① 通報連絡

・119番通報(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)

・ 防災管理責任者に連絡し、指示を仰ぐ。

② 消火活動

・ 消火器を使って、消火活動

③ 避難誘導

・避難口(出入り口)を開放し、避難口まで来訪者、従業員を誘導

【地震時の対応】

①地震発生時の対応

・蛍光灯、ガラス製品の近くから離れる。

・室内では家具、冷蔵庫などから離れ、机やテーブルの下にもぐる。

・屋外では塀やビルのそばから離れる。

・火器設備器具の近くにいるものは直ぐに火を消す。

・ドア、窓を開けて脱出口の確保をする。

② 揺れがおさまってからの対応

・行方不明者やけが人がいないか確認

・漏電・ガス漏れに注意

・火災が発生した時は大声で知らせる

・電話は、消防車や救急車を呼ぶ時など、緊急連絡を優先する。

・外に出る時は慌てず。塀、自販機、川などには近づかない 。

③避難

　　・避難する時は徒歩、持ち物は最小限に抑える

　　・避難する時、外出中の従業員がいたらメモを残す事

　　・ラジオ等で情報収集

・近隣で助け合いをする:高齢者、障害者、子供の安全確保

④その後

・水、食料は蓄えているもので賄う

・約3～5日間分の食料と生活必需品の備蓄をしておく

　　・災害情報・被害情報の収集

　　・余震に注意をする

【風水害時の対応】

①気象情報の収集

・ラジオ、テレビなどで気象情報を正確に収集。（市や消防署などによる

　災害情報）

②屋外の点検

・窓、雨戸、窓ガラスなどを必要に応じて補強する。

・ベランダにある飛ばされやすいものは屋内に取り入れる。

・床上浸水の恐れがある場合は家財道具を移動する。

③屋内の点検

・停電に備える。（懐中電灯、携帯ラジオなど）

・気象情報の経過を逐一確認する。

・断水に備える。（飲料水の確保）

・高齢者、障害者、子供を安全な場所に移動させる。

④避難

・火の始末、戸締りを行う。

・従業員全員で避難する。

附則 このマニュアルは令和〇〇年○○月○○日より施行